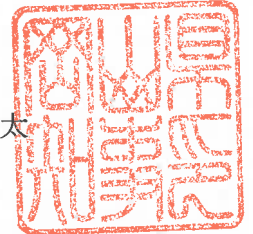


## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月8日

岡山県知事 伊原 隆太



### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度県政広報動画等制作事業
- (2) 業務内容  
令和8年度県政広報動画等制作事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和8年12月31日まで
- (4) 履行場所  
岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類4映画・ビデオ等の製作」又は「大分類8情報・通信サービス小分類1コンテンツ作成」であり、格付区分がA又はB又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 審査要領に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 岡山県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 (086) 226-7154

FAX (086) 224-3246

メール [kocho@pref.okayama.lg.jp](mailto:kocho@pref.okayama.lg.jp)

#### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

#### 5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

##### (1) 技術提案説明書、仕様書の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年4月8日（水）から令和8年4月14日（火）まで  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ。

なお、次の岡山県ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/>

##### (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和8年4月8日（水）から令和8年4月14日（火）まで  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵便等による（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

##### (3) 技術提案参加資格要件の審査

###### ①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年4月16日（木）までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

###### ②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年4月17日（金）までに、上記3あてにEメール又はファックスを送信する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

##### (4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間 令和8年4月8日（水）から令和8年4月14日（火）まで  
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②方法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）」により、Eメール又はファックスを送信すること。なお、送信後は電話で着信を確認すること。また口頭による質疑には応じない。

③宛先 上記3に同じ

④回答 Eメール又はファックスにより回答する。また、岡山県公聴広報課のホームページに掲載する。

⑤その他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申

し立てることはできない。

## 6 技術提案

### (1) 提案書等の提出

- ①提出期限 令和8年4月24日(金)午後5時必着
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類
  - ・提案書(様式第3号)原本1部
  - ・技術提案書(様式任意)4部
  - (※実施スケジュール、実施体制を明記すること)
  - ・評価項目の内容に係る説明書(様式第4号)4部
  - ・当該事業類似事業に係る資料(様式任意、既存資料可)4部
  - ・見積書(様式任意)原本1部
  - ・納税証明書(岡山県税の完納証明書(岡山県に納税義務がない場合は不要)、本店等の所在地を管轄する税務署が発行するもので、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納のない証明書(未納税額のない証明書)。受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)1部
- ④提出方法 持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

### (2) 技術提案の説明

技術提案参加者は、技術提案内容について、次のとおり説明(プレゼンテーション)を行わなければならない。

- ① 日時 令和8年4月28日(火)(時刻の詳細は別途連絡する。)
- ② 場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁4階 記者会見室
- ③ その他 会場には、モニター及び接続用のHDMIケーブルは県が用意するので、説明に使用してもよい。その際に必要なPC等は提案者が用意し、設置準備に要する時間はプレゼンテーションの持ち時間に含むものとする。

## 7 その他

### (1) 契約書作成の要否 要

### (2) 採用者の決定方法

- ① 別途設置する審査委員会で審査の上決定する。
- ② 原則として、令和8年4月30日(木)以降、速やかに決定内容を通知する。
- ③ 審査における評価は、提案書の各項目に基づき総合的に判断する。

### (3) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

### (4) その他

- ① 詳細は仕様書による。
- ② 提案書の作成等プレゼンテーションの参加に係る一切の費用は、参加者負担とする。
- ③ 提出書類は返却しない。
- ④ 審査の過程において追加資料を求める場合がある。
- ⑤ 採用者決定後、企画内容については、県と改めて調整の上決定する。
- ⑥ 採用者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んでも

のとみなす。